入退会規則

第1条(目的)

本規則は、日本バイオプラスチック協会(以下「当協会」という。)が当協会の入退会についての規則を定めるものである。

第2条(入会資格)

当協会に入会を希望するものは、日本バイオプラスチック協会規約を了解し、当協会の目的に賛同するものでなければならない。

2. 個人の入会は認めない。

第3条(入会申込)

当協会に入会を希望するものは、所定の入会申込書を当協会に提出し、幹事会の承認を得なければならない。幹事会は、その裁量により、入会の承認の可否を決定することができる。

- 2. 幹事会は、入会申込者が次の各号に該当する場合、入会を承認しない場合がある。
 - (1) 入会申込書に虚偽の事項の記載がある場合
 - (2) 入会申込者が本規則または当協会の定める規約、各種規則・ルールに 違反する恐れのある場合
 - (3) その他、幹事会が入会が適当でないと判断した場合
 - 3. 外国企業による入会申込は、日本国内で登記された法人、支店、代理店または日本に拠点がある代理人により行うものとする。

第4条(入会金および年会費)

当協会に入会するものは、その入会に際し、その会員資格に応じて、協会会費規則および協会会費規則補足ルールに定める入会金、初年度年会費を当協会に納めなければならない。

2. 当協会への入会金および初年度年会費の入金を確認後、会員としての権利を行使することができる。ただし、当協会の識別表示制度に関するマーク申請についてはこの限りではない。

第5条(正会員の入会)

当協会に正会員として入会を希望するものは、当協会の正会員 2 社以上の推薦を得なければならない。

第6条(退会)

当協会からの退会を希望する会員は、当協会に対し所定の退会申請書を提出しなければならない。

2. 会員が退会する場合は、未納の会費その他の負担金を徴収し、既納の入会 金、年会費、マーク使用申請費その他の支払金はいかなる場合も返還しな いものとする。

第7条(除名)

当協会会員につき次の各号に該当する場合において、当協会の事務局が当該各号に該当することを確認したときは、当協会は、幹事会の承認を得て、 当該会員を除名し、退会させることができる。

- (1) 本規則または当協会の定める規約、各種規則・ルールに違反した場合
- (2) 当協会の商標権、著作権その他財産を侵害し、もしくは当協会の秘密情報を漏洩した場合、またはその恐れのある行為をした場合
- (3) 当協会に対し虚偽の報告その他連絡をした場合
- (4) 当協会の名誉を傷つけたと当協会が判断した場合
- (5) 入会金、年会費の支払いがない場合
- (6) その他、当協会が会員として不適当であると判断した場合

第8条(反社会的勢力の排除)

当協会は、会員が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるものをいう。以下総称して「反社会的勢力」という。)に該当し、または反社会的勢力と次の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、退会させることができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を何らかの目的で利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を 有していると認められるとき
- (5) その他、反社会的勢力と何らかの関係を有していると認められるとき
- 2. 当協会は、会員が自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、退会させることができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他、前号に準ずる行為

第9条(適用除外)

本規則が制定される前に、正会員となったものについては、第5条は適用されない。

2. 本規則が制定される前に、正会員、賛助会員、またはマーク会員となったものについては、第3条第3項は適用されない。

第10条(改定および告示)

本規則の改定を行った場合には、当協会のホームページにおける会員用ページにおいて、改定内容を速やかに告示する。

第11条(発効)

本規則およびその改定は、総会で承認後、ただちに発効する。

以上

制定:2022年6月7日